

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年10月23日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「特定商取引に関する法律違反事実で逮捕した住職について、先日、詐欺事実で再逮捕したとの報道があったが、担当した捜査員のご労苦に感謝申し上げます。いわゆる「靈感商法」を詐欺罪で立件することは非常に困難であるが、今回、詐欺罪まで立件できたことは大変素晴らしいと感じている。引き続き、全容解明に向けて捜査を推進していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 第72回岩手県警察慰霊祭の執行について

警察本部から、「警察慰霊祭は、明治7年の警察制度創設以来、その職に殉じた警察職員及び警察活動に協力し、又は他人の生命を救助しようとして殉難された方々の御霊を慰めるもので、例年、警察庁及び全国都道府県警察において開催されている。今年度、県警察では、令和6年11月13日(水)午前11時から開催することとしており、祭祀の対象は、殉職警察官が、新規合祀者を含めた55柱、警察官職務協力殉難者10柱となる。案内状の送付は、御遺族から案内不要の申し出があった方を除いて41通を送付しており、参列者については、今年度からコロナ禍前に参列していた本部内所属長を加えて実施する。なお、御来賓として例年参列していただいている岩手県消防協会会長様は県外での会議があるため欠席となる。」旨の報告があった。

○ 令和6年留置施設実地監査について

警察本部から、「留置施設実地監査は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、被留置者の留置に関する訓令に基づき、警察本部長が指定する「監査官」が各留置施設を実地監査し、必要な指導を行うことにより、留置施設の管理運営、被留置者の処遇等について、法の適正な実施を確保するために行うものであり、県内各留置施設に対する実地監査計画を策定し、公安委員会の承認を得た上で、年1回以上実施することと規定されている。計画案については、日程は10月下旬から12月上旬を予定しているが、諸事情により計画どおり実施できなかった場合は、12月中旬に実施予定である。対象施設

は、盛岡東警察署を除く県内15警察署及び警務部留置管理課の管理運営する一般と女性専用の二つの留置施設を合計した17留置施設であり、実施体制は、各警察署留置施設については、警務部留置管理課長が監査官を務める。本部留置施設については、留置業務管理者が警務部留置管理課長であることから、警務部参事官兼警務課長が監査官を務める。その他、監査官補助として警務部留置管理課企画指導補佐以下2名の合計3名体制で各留置施設の監査を実施する。監査結果については、各所属からの改善結果等を取りまとめた上で改めてご報告する。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「留置部門については、これまでの経過を踏まえた上でしっかりとした監査をお願いしたい。」

○ 令和6年度「犯罪被害者支援 県民のつどい」の開催について

警察本部から、「犯罪被害者やその御家族の現状について、県民の理解を深め、社会全体で支えていく気運を醸成させるため、本年度も「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催する。「犯罪被害者支援県民のつどい」は、公益社団法人いわて被害者支援センターが、平成13年から「被害者支援フォーラム」の名称で開催し、平成26年以降、「犯罪被害者支援県民のつどい」に名称を改め、岩手県、県警察及び同センターが共同で開催している。本年度は、令和6年10月26日（土）午後1時から午後4時までの間、トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）中ホールで開催する。内容は三部構成となっており、第一部では、主催者代表である岩手被害者支援センター理事長の挨拶や来賓祝辞のほか、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社等に感謝状が贈呈される。第二部では、池袋暴走事故遺族の松永拓也氏による基調講演（「交通事故と被害者支援～ひとりじゃない～」）が行われ、第三部では、岩手県警察音楽隊によるミニコンサートが予定されている。」旨の報告があった。

○ 「令和6年管区内優秀警察職員表彰（管区局長賞詞）」受賞者の決定等について

警察本部から、「令和6年管区内優秀警察職員表彰について、表彰審査委員会において本県候補者を決定し、東北管区警察局へ上申ししていたところ、東北管区警察局長から、受賞者として、生活安全部人身安全少年課課長補佐（少年企画担当）事務職員米島洋美（57歳）、警務部会計課課長補佐（指導監査第二担当）事務職員藤原久美子（57歳）の2名の決定通知を受けた。人身安全少年課・米島補佐は、昭和60年に岩手県警察事務吏員として採用（同時に岩手県警察交通巡視員に任命される）され、交通巡視員として12年余勤務した後、平成10年から婦人少年補導員（後に少年補導職員に職名換え）として26年余の間、少年補導、非行少年の立ち直り支援等に尽力され、優秀な成果を上げた。なかでも、少年補導を通じた福祉犯・暴力団事件等の端緒情報の入手、東日本大震災津波の被災地における被災少年保護活動の推進など、少年補導業務や少年非行防止活動に多大な貢献が認められた。会計課・藤原補佐は、昭和61年に岩手県警察事務吏員（後に事務職員に職名変更）として採用され、勤続38年余のうち、30年余を庶務及び会計部門において職員の給与、福利厚生業務のほか予算要求や現場警察官の執務環境

に配意した業務など、各般にわたる会計業務等に尽力され、優秀な成果を上げた。現在は、指導監査第二担当課長補佐として、岩手県警察の会計業務を適正に推進するため、県下を巡回して指導教養を進めるなど、多大な貢献が認められた。表彰式は、令和6年12月17日（火）午後2時から、東北管区警察局15階会議室で行われる。なお、本件受賞については、報道機関に対して広報を行う予定としている。」旨の報告があった。

○ 令和6年度第2四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「第2四半期は、警察署に対する業務・服務監察、警察署当直体制及び交番、駐在所に対する業務監察を実施している。警察署に対する業務・服務監察についてであるが、9月末までに、計9署に対し、実施している。監察実施項目は、①適正な捜査指揮・捜査管理の推進状況、②交通事故事件捜査等の捜査指揮・捜査管理の推進状況、③ハラスメント事案防止対策の推進状況、④各種非違事案防止対策の推進状況について、警察署長、副署長又は次長、各署員からの応問、関係簿冊の確認等を行う方法で実施している。特に良好と認められる事項は、適正な捜査指揮・捜査管理の推進状況では、刑事課員が署員に対する教養を積極的に推進している点、交通事故事件捜査等の捜査指揮・管理状況では、署独自に捜査進捗状況表、事故・事件一覧表等を作成して適正に捜査管理を行っている点、ハラスメント事案防止対策の推進状況では、女性職員研修会や若手男性職員との座談会を実施して署員との懇談や意見交換を行っている点について、良好点として評価している。指摘・指導事項については、取調べの録音・録画の制度に関する理解不足が認められた点、事件捜査日誌を長期間作成していない職員が認められた点、運転前後の酒気帯びの有無の確認方法が署員に浸透していなかった点を指摘・指導した。警察署当直体制に対する業務監察であるが、第2四半期は計10署に対し、実施しており、この業務監察では、当直勤務員の服装・携帯品や拳銃・外部記録媒体の保管管理状況、留置施設の管理状況などを監察項目として、抜き打ちで実施した。指摘・指導事項については、留置施設の出入口及び居室の鍵の管理方法が不適切であった点、当直室に備え付けておくべき非常招集伝達系統表が備え付けられていなかった点、拳銃を着装すべき当直員が拳銃を着装していなかった点、捜査車両を無施錠の状態で駐車していた点、外部記録媒体（デジタルカメラのSDカード）に写真データが残存していた点を指摘・指導した。交番等に対する業務監察についてであるが、第2四半期は、3の交番、11の駐在所を対象に、勤務員の服装・携帯品や耐刃防護衣の着用状況、拳銃・無線機・外部記録媒体の管理状況などを監察項目として、抜き打ちで実施した。指摘事項は、警察手帳・階級章等を保管している事務机に施錠がされていなかった交番があったので、この点について指摘している。以上が第2四半期の監察結果であるが、指摘事項については、各所属において指導し、改善が図られたことを確認した。これらの結果については、全所属に通知して情報共有を図り、引き続き非違事案防止に努めてまいりたい。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和6年7月～9月）について

警察本部から、「専決事務処理状況（令和6年7月から9月）について、主な項目を報告する。「風営適正化法関係」のうち、専決者を生活安全企画課長とする「営業の許可、遊技機の検定・認定等」の件数が増加しているが、その理由は、ぱちんこ業者からの遊技機の認定件数が前年同期より増加し、遊技機認定の需要自体が前年同期より増加したためと思われる。専決者を署長等とする「風俗営業の変更承認等」の件数が減少しているが、その理由は、役員や管理者の住所変更や構造設備を変更した場合等に行う変更届出が減少したためである。「探偵業法関係」のうち、専決者を生活安全企画課長とする「探偵業届出、変更届等の受理」の件数が増加しているが、その主な理由は、業者からの廃止の届出が増加したことである。「警備業法関係」のうち、専決者を課長とする「資格者証、合格証明書の交付等」の件数が増加しているが、その主な理由は、警備員指導教育責任者講習の合格者や検定の合格者からの資格者証等の交付申請が増加したことである。「銃刀法関係」のうち、専決者を課長とする「現所持者による散弾銃・空気銃の所持許可等」の件数が増加しているが、その主な理由は、散弾銃の追加所持許可申請が増加したことある。「火取法関係」のうち、専決者を署長等とする「運搬届、猟銃用火薬類の譲受・譲渡許可等」の件数が増加しているが、その主な理由は、猟銃用火薬類の譲り受け許可申請が増加したことである。「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律関係」のうち、いわゆる出会い系サイト事業者に係る各種届出については取扱いがなかった（前年同期比増減なし）。「青少年に対する性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例関係」のうち、いわゆるツーショットダイヤルの利用カード販売所等に係る各種届出についても取扱いがなかった（前年同期比増減なし。）」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和6年7月～9月）について

警察本部から、「暴力団対策法に基づく責任者講習の実施状況について報告する。第2四半期中は令和6年7月から9月まで、計7回の講習を実施し、主に銀行業、小売業、郵便業等の事業者が受講した。今年度は、全19回の講習を計画しており、第2四半期までに約4割の日程が終了している。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨であるが、「自転車の運転中における携帯電話使用等」の行為について、令和6年5月24日公布の道路交通法の一部を改正する法律により新たな罰則が設けられることとなった。現行法は、道路交通法第71条第6号の委任を受け、岩手県道路交通法施行細則において、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する規定が設けられているところ、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、同行為については法上禁止されることとなることから、本細則から削除し、併せて所要の整備をするものである。改正の内容であるが、従前の「携帯電話等を使用した状態（携帯電話等を手で保

持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合を除く。)又は」及び「ただし、公益上緊急やむを得ない場合は、この限りでない。」などの文言を削除するもので、本細則改正に係る法の施行日が令和6年11月1日であることから、同日施行とする。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について

警察本部から、「改正の趣旨であるが、令和4年改正道路交通法により、新たに運転免許証とマイナンバーカードの一体化について規定され、令和7年3月24日に施行予定であることから、所要の事務手続に係る手数料を新たに規定しようとするものである。また、運転免許更新時に受講する一部の講習について、あらかじめインターネット回線を利用して動画を視聴することで受講できることとされ、前記改正法施行と同時に運用開始されることから、これに関する手数料を規定するものである。併せて、3年ごとに見直すこととされている道路交通法施行令で定める手数料の金額について、物件費、人件費等の増加及び事務の電子化による人件費の減少などに伴い見直しが行われたことを受け、条例に定める手数料を改定しようとするものである。

施策の概要であるが、一つ目は運転免許証とマイナンバーカードの一体化であり、マイナンバーカード内の電子的記憶領域（ICチップ）に特定免許情報を記録することで、そのマイナンバーカードを運転免許証とみなすこととされた。運転免許を受けている者は、任意のタイミングで、①運転免許証のみ所持、②免許情報記録個人番号カードのみ所持、③運転免許証と免許情報記録個人番号カードの2枚持ちの、いずれかの免許所持方法を選択できる。一体化によるメリットであるが、更新時講習をインターネット回線を利用し受講可能となること、住所地を管轄する公安委員会以外で更新の即日処理が可能となること、市町村への住所等変更届出で、免許証の住所変更届でも同時処理されることがある。二つ目は、オンライン更新時講習の導入である。対象者は、「免許情報記録個人番号カードを所持していること」、「優良運転者更新時講習又は一般運転者更新時講習の対象者であること」である。受講可能期間は、更新可能期間中（誕生日前後1ヶ月）であり、受講要領は、①マイナンバーカードを使用しマイナポータルから個人認証を行い専用サイトに接続、②受講する都道府県を選択するなど事前登録を行った後、講習動画を視聴、③視聴中、複数回受講者の顔を写真撮影して受講者の本人確認を行う、④受講後、更新期間中に免許センター等に来庁し更新手続をし、免許証等の交付を受けるという手順となる。オンライン更新時講習のメリットであるが、更新手続時間の短縮、講習受講による拘束時間の緩和、手続可能窓口の拡大（一般運転者更新時講習対象者の警察署受付）がある。手数料額の改定であるが、警察庁では定期的に道路交通法施行令で定める運転免許等関係手数料の金額の見直しを行っている。都道府県は、公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、道路交通法施行令で定める金額の手数料を徴収することを標準として、条例で手数料の額を定めなければならないと道路交通法第112条第1項に規定されている。前回改正は令和元年に実施され、本来、令和3年にも改定されるはずであったが、新型コロナウイルス感染症対策等により見送りとされていたところ、現在の経済状況を鑑み、今回6年ぶりに改定されるものである。条例改正の概要であるが、運転免許証とマイナンバーカード一体化関係については、マイナンバーカードへ特定免許情報を記録する「特定免許

情報記録手数料」をはじめ、新たに15項目の手数料を規定する。オンライン更新時講習関係については、優良運転者更新時講習、一般運転者更新時講習及び違反運転者等更新時講習の中に、新たにオンライン講習に係る手数料を規定する。手数料の見直し改定については、現在の物件費、人件費等の経済事情を鑑み、指定自動車教習所卒業した者の大型自動車運転免許試験手数料など65項目の免許関係手数料を増額し、一般受験（技能試験を公安委員会で受ける）大型自動車免許試験手数料など15項目の免許関係手数料を減額するものである。」旨の説明があり、決裁した。

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況（令和6年7月から9月までににおける小型無人機等の飛行に関する通報受理状況）について

警察本部から、「小型無人機、いわゆるドローン等の飛行に関する通報受理件数について、本年7月から9月までの間、合計3件の通報を受理している。」旨の報告があった。

○ 専決事務処理状況（令和6年7月～9月）について

警察本部から、「令和6年7月から9月までの間における集会、集団行進及び集団示威運動に関する専決事務処理状況について、集会の届出受理件数は、13件と前年同期比で1件増加しており、集団行進・集団示威運動の許可申請件数は、22件で前年同期比で2件減少している。また、集会の実施件数は、12件と前年同期比で1件増加しており、集団行進・集団示威運動の実施件数は、24件で前年同期比で3件増加している。」旨の報告があった。

○ 原子力関連施設警戒警備に伴う本県警察官の特別派遣について

警察本部から、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の警戒警備に伴い、福島県公安委員会から当県公安委員会に援助要求がなされたことから、本県警察官を派遣しようとするものである。」旨の説明があり、決裁した。

■個別会議

○ 県民課

令和6年度「犯罪被害者支援県民のつどい」における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

○ 監察課

令和6年度永年勤続表彰警察職員表彰式における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に伴う審査基準等の一部改正についての説明

○ **人身安全少年課**

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

○ **交通企画課**

運転免許取消処分（欠格２年）の取消しを求める審査請求の審理結果についての説明、
決裁

○ **総務課**

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁